

買取申出の提出書類一覧

I. 買取申出する場合

(A) 必ず提出しなければならない書類

	書類名		摘 要	備 考
提出書類	①	生産緑地買取申出書	様式第 2	記入方法は記載例を参考にして 1 筆ごとに提出してください。
	②	申出者全員の印鑑登録証明書	発行日より 3 ヶ月以内	法人の場合代表者の資格証明を添付してください。申出者が認知症である場合、成年後見人の印鑑証明を添付してください。
	③	位置図、現況写真		買取申出する生産緑地の位置、現況が判明するもの。

(B-1) 買取申出の理由が、30 年経過による場合に必要となる書類

	書類名		摘 要	備 考
提出書類	④	土地登記簿謄本(全部事項証明書)	発行日より 3 ヶ月以内	買取申出する生産緑地が存する土地のもの。

(B-2) 買取申出の理由が、農業の主たる従事者の死亡による場合に必要となる書類

	書類名		摘 要	備 考
提出書類	④	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明	農業委員会発行 (市役所 16 階)	
	⑤	土地登記簿謄本(全部事項証明書)の写し		従事者証明の申請時に農業委員会へ提出したもの。

(B-3) 買取申出の理由が、農業の主たる従事者の故障による場合に必要となる書類

	書類名		摘 要	備 考
提出書類	④	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明	農業委員会発行 (市役所 16 階)	
	⑤	土地登記簿謄本(全部事項証明書)の写し		従事者証明の申請時に農業委員会へ提出したもの。
	⑥	医師の診断書	発行日より 3 ヶ月以内	営農することが 継続して不可能 であることを明記したもの。

II. その他場合によって必要となる書類

必要となる場合	提出書類		摘 要	備 考
土地登記簿に記載された所有者が既に亡くなっている場合	⑦	相続を証する書面	戸籍謄本、改正原戸籍謄本、除籍謄本、本籍地の入った住民票の写し等、被相続人の死亡を証明し、相続人全員の相続関係を証明する書類	遺産分割が済んでいる場合は、遺産分割協議書の写し等を添付すること。
買取申出をする生産緑地が他人の権利の目的となっているとき	⑧	買取る旨の通知の発送を条件とした権利を消滅させることについての同意書	別紙様式	当該権利者の印鑑証明書を添付。 法人の場合は資格証明書も併せて添付。 電線に関する地役権・地上権は要相談。
買取申出をする生産緑地が土地の一部であるとき	⑨	詳細図	測量図等、買取申出する土地の部分がわかる図面	周囲の寸法、面積の根拠がわかるものであること。
申出者の住所氏名が登記簿に記載された住所氏名と異なるとき	⑩	異動の経過がわかる書類	住民票の写し、戸籍の附票等	
代理人による提出の場合	⑪	委任状	任意の様式	申出者及び代理人の押印省略可
申出者が認知症の場合	⑫	成年後見人であることを証する書類	登記事項証明書 (発行日より 3 ヶ月以内)	